## ご利用者の皆様

## 一般社団法人佐賀県労働基準協会

## 当協会の適格請求書発行事業者登録番号について

令和5年10月1日、「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が開始されたことから、当協会の適格請求書発行事業者登録番号について、下記のとおり登録済みであることをお知らせします。

当協会の佐賀支部、唐津支部、武雄支部、伊万里支部についても同様の番号になります。 講習会については、令和5年5月から、受講料支払者に対し適格請求書に該当する領収証 を発行しています。

安全衛生用品販売等については、令和5年 10 月 1 日以降、適格請求書に該当する領収証 を発行します。。

記

## 法人名 一般社団法人佐賀県労働基準協会

# 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

- ※1 現金支払いの場合、請求書は発行せず、適格請求書に該当する領収証を発行します。 請求書が必要な場合は、個別にご連絡ください。
- ※2 国税庁によれば、適格請求書とは請求書や納品書、領収書、レシート等、その名称は 問わないとされています。
- ※3 当協会の会員がお支払いいただいている年会費は、消費税の対象にはなりません。

#### <問合わせ先>

〒845-0031 一般社団法人 佐賀県労働基準協会 本部

電話: 0952-37-8277 FAX: 0952-37-8278 メール: saroukikvo@lib.bbig. ip